

令和元年第 1 回臨時会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和元年第 1 回臨時会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和元年 7 月 5 日（金曜日）

○議事日程第 1 号

令和元年 7 月 5 日（金曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|-----|------------|-----------------------------------|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 議席の指定 | |
| 第 3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 4 | 会期の決定 | |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 契約の締結について |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 契約の締結について |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 監査委員の選任について |
| 第10 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| 第11 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	田中	大	議員	10番	小倉	潤	二	議員
2番	田中	茂勝	議員	11番	蛭名	和子	議員	
3番	赤平	勇人	議員	12番	神山	昌則	議員	
4番	奈良	祥孝	議員	15番	里村	誠悦	議員	
5番	福井	洋一	議員	16番	赤木	長義	議員	
6番	安藤	英博	議員	17番	中村	節雄	議員	
7番	橋本	尚美	議員					
8番	中田	靖人	議員					
9番	田中	哲也	議員					

○欠席議員（2名）

13番	川崎	憲二	議員
14番	吉田	勉	議員

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	小野寺 晃彦 君	参 与	小 松 生 佳 君 (蓬田村総務課長)
副 管 理 者	山 崎 結 子 君	あおひらクリーンセンター所長	佐々木 健 君
副 管 理 者	中 嶋 久 彰 君	庶 務 課 長	小 林 雅 憲 君
監 査 委 員	杉 田 浩 君	予 防 課 長	佐 藤 芳 之 君
事 務 局 長	加 藤 文 男 君	警 防 課 長	長谷川 順 一 君
消 防 長	吉 本 雅 治 君	通信指令課長	佐 藤 匠 君
消 防 次 長	花 田 孝 夫 君	中央消防署長	成 田 智 君
総 務 課 長	田 澤 淳 逸 君	東 消 防 署 長	浅 利 幸 二 君
参 与	舘 山 公 君 (青森市企画部企画調整課長)	浪岡消防署長	宇 野 金 弘 君
参 与	渡 邊 仁 志 君 (平内町企画政策課長)	平内消防署長	木 村 秀 人 君
参 与	外 崎 文 雄 君 (外ヶ浜町総務課参事)	会 計 管 理 者	鈴 木 裕 司 君
参 与	嶋 中 拓 実 君 (今別町総務課長)	会 計 課 長	太 田 綾 子 君

監査委員書記 舘 田 一 弥 君

清掃管理課長 若佐谷 昭 人 君

監査委員書記 八木澤 透 君

○事務局出席職員氏名

書 記 長 成 田 清

書 記 菅 原 明 人

書 記 川 浪 昭 仁

書 記 大 柳 良 明

午後 2 時開会・開議

○議長（中村節雄君） ただいまから、令和元年第 1 回青森地域広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（中村節雄君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

初めに、組合議員の異動についてであります。外ヶ浜町議会及び蓬田村議会から選出されておりました 4 名の組合議員が、それぞれ 4 月 25 日及び 4 月 29 日をもって任期満了となりました。

その後任議員として、外ヶ浜町議会から福井洋一議員、安藤英博議員の 2 名が 5 月 9 日付で、蓬田村議会から川崎憲二議員、吉田勉議員の 2 名が 5 月 17 日付で組合規約第 5 条の規定によりそれぞれ選出された旨の報告がありました。

次に、議会運営委員についてであります。先ほど御報告いたしました外ヶ浜町、蓬田村両町村議会議員の任期満了に伴い、欠員となっておりますが、議会運営委員会条例第 3 条の規定により、議長において、外ヶ浜町議会の安藤英博議員、及び蓬田村議会の吉田勉議員を 5 月 30 日付で議会運営委員として指名いたしました。

次に、本組合代表副管理者でありました久慈修一蓬田村長は、5 月 30 日をもって東津軽郡町村会会長の任期を満了いたしました。

その後任として、山崎結子外ヶ浜町長が、5 月 31 日付で同町村会会長に就任されましたので、組合規約第 9 条第 3 項の規定により、本組合代表副管理者に就任いたしましたことを御報告いたします。

日程第 2 議席の指定

○議長（中村節雄君） 日程第 2 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（中村節雄君） 日程第 3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、6 番安藤英博議員及び 7 番橋本尚美議員の 2 名を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

○議長（中村節雄君） 日程第 4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 議案第 4 号 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 5 号 青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 6 号 契約の締結について

日程第 8 議案第 7 号 契約の締結について

○議長（中村節雄君） 日程第 5 議案第 4 号「青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第 8 議案第 7 号「契約の締結について」までの計 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 令和元年第 1 回青森地域広域事務組合議会臨時会の開会に当たり、提出致しました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、条例案について御説明申し上げます。

議案第 4 号青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定については、令和元年 10 月 1 日に予定されている消費税率及び地方消費税の税率改正に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定する「危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査」に係る手数料の額の標準について見直しが行われ、令和元年 5 月 24 日付け政令第 12 号が公布されました。これを受け、地方自治法第 228 条の規定に基づき「青森地域広域事務組合手数料条例」について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第 5 号青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置免除規定に、特定小規模施設用自動火災報知設備を適切に設置したときを追加するほか、その他関係規定について所要の改正をしようとするものであります。

次に、単行案の契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案第 6 号については、平成 6 年に配備され、経年のため老朽化した東消防署救助工作車の更新車両の製造の請負に係るものであります。

今回、導入する救助工作車の特徴といたしましては、現車両が有するこれまでのクレーン装置や大型油圧カッター等の装備に加え、地震災害現場等において、崩壊した建物内の要救助者を検索するための画像探査器や地中音響探査装置を新たに導入し、より高度な救助活動が可能となっているものであります。

議案第 7 号については、昭和 47 年に建設され、施設全体の老朽化が著しく、また、狭隘

のため移転となります中央消防署今別分署の新築工事に係るものであります。

新庁舎の概要につきましては、鉄骨造 2 階建て、延面積 755.67 平方メートルで、消防車 両につきましては、現在の消防体制を維持するため、水槽付ポンプ自動車 1 台、高規格救急自動車 2 台及び連絡車 1 台の計 4 台を配備し、地域住民への消防・救急需要に迅速かつ的確に対応し、地域に密着した防災拠点として、住民の期待に応えて参りたいと考えております。

以上 2 件につきましては、過日、指名競争入札を行った結果、予定価格内で落札されましたので、青森地域広域事務組合議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、提案いたしましたものであります。

以上をもちまして、提出致しました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明致しますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村節雄君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

7 番橋本尚美議員。

〔議員橋本尚美君登壇〕

○7 番（橋本尚美君） 7 番橋本尚美です。

通告に従い質問させていただく前に、一言述べさせていただきます。

今般の九州を中心とした豪雨でお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

また、被災された方へのお見舞いと、さらに今しばらく嚴重な警戒が必要でありますことから、被害が最小限にとどまるよう祈る想いです。

本市におきましては、去る 6 月 23 日青森市消防団合同観閲式が開催され、今年度も団員方々の日ごろの鍛錬の成果がご披露されました。

ご参加された市長、消防長はじめ関係者の皆様大変お疲れ様でした。

改めて日々の暮らしが様々な立場の多くの方々に支えられ、守られていることに感謝いたします。

それでは通告に従い、議案第 6 号「契約の締結」について質問させていただきます。

あらかじめ申しますが、このたびの救助工作車Ⅲの更新に係る入札に関し、落札の結果に対する意見や疑問は何もありません。

決定に至る理解を深めるために質問させていただきます。

配付された議案関係資料①の書面には本件については当該車両の納入可能な業者である、5 者を指名し、令和元年 5 月 24 日に競争入札を実施と明記されていますが、今回の救助工作車の入札において、指名した 5 者をどのように選定したのかお示してください。

以上 1 点壇上からの私の質問とさせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

〔消防長吉本雅治君登壇〕

○消防長（吉本雅治君） 橋本議員の救助工作車の入札に係る業者の指名選定についての

ご質問にお答えいたします。

青森地域広域事務組合以下、当事務組合と言わせていただきます一の契約の取り扱いにつきましては、基本的に青森市の契約方法に準じることとしており、設計金額 500 万円以上の建設工事につきましては条件付一般競争入札とし、それ以外の契約につきましては、指名競争入札となっているものであります。

そのため、今回更新する救助工作車の契約につきましては、指名競争入札としたところであります。

指名競争入札における業者選定につきましては、当事務組合の入札参加業者等指名要綱に基づき、青森市の物品業者名簿に登載されている業者の中から選定することとしております。

そのため、議員お尋ねの救助工作車の指名業者の選定に当たっては、青森市の業種別物品業者名簿の「車両、車両用品、点検、修理」の業種に登載されている業者のうち、乗用車、トラック、バス等の自動車又は消防ポンプ車等の艀装、架装車両を取り扱いとしている者で、緊急車両である救助工作車に不具合が発生した場合に迅速な対応が必要であることから、業者選定の対象を青森市に本店又は営業所を有する者としており、当該業者全 56 者に対し、救助工作車の納入が可能であるかどうかの照会を平成 31 年 3 月に行い、その結果、納入可能であると回答があった市内の業者 5 者を指名したものであります。

○議長（中村節雄君） 7 番橋本尚美議員。

○7 番（橋本尚美君） ご答弁ありがとうございました。

いただいた資料だけではちょっとわからないところがありまして、あえて質問させていただいた次第です。

市内の 56 者に照会をして、その結果 5 者の指名に至ったということもよくわかりました。

一連の流れそして経緯が明確になってよく理解できました。

聞き取りの際にご説明いただいて、工作車両の詳細についても本当に基本的なことから学ぶことができました。

特殊な車両に作り上げる艀装メーカーの代表的な大手メーカーも、全国数社という少なさで、また、とりわけこの救助工作車Ⅲはさっきのご説明にもありましたが、これまでにないハイテクな資機材、人命救助に必要な画像操作であったり、地中音響操作であったり、そういった資機材を積載したフル装備の車両ですので、更新にあたりましては、1 億 9,800 万円と大きな額になるもの納得できます。

総務省の消防庁のページをパソコンで検索しまして、国の補助の対象になっていることを知って、その活用のことをお尋ねしたところ、補助の対象にはなっているものの、その補助金をもらうよりも、後に交付される地方交付金のほうが有利ということで比較の上、有利な財源を選択したと、負担軽減に努めておられることもわかりました。

ところで一点再質問させていただきます。

さきのご答弁では、不具合が発生した場合、迅速な対応が必要であるというくだりがございましたが、納車後の業者のアフターサービスはどのようになされるのかお示してください。

○議長（中村節雄君） 答弁を求めます。吉本消防長。

○消防長（吉本雅治君） 橋本議員のアフターサービスについての再度のご質問についてお答えいたします。

救助工作車につきましては、その車両のシャシ仕様を示す重量、寸法及び出力等の諸元、取り付ける資機材等の品名及び数量等の詳細な内訳を示した仕様書を提示し入札を行っており、納車時は入札の際に示した仕様書に対して、納車される救助工作車の仕様等が適合しているか入念に検査し確認後、納車させるものであります。

また、納車時の検査で発見できないような隠れた不具合等が納車後に判明した場合につきましては、納車後１年間は納入業者において無償で保証されるものであります。

なお、保証期間後であっても取り扱いの不注意による場合を除き、機械的又は材料若しくは製作上の欠陥による故障等が生じた場合には、双方協議の上、修理取り替え等をすべて無償で行うものとなっているところであります。

○議長（中村節雄君） ７番橋本尚美議員。

○７番（橋本尚美君） ご答弁ありがとうございました。

不具合に対しましては、納車後１年間は無償の保証期間ということでした。

また、構造上の欠陥などにおける不具合に関しましては、その１年間のみならず協議の上で原則無償になるという内容でしたので、安心いたしました。

聞き取りの際には、基本的に修理や整備は、よほどのことがない限りは市内でできるということも確認いただいておりますので、すべてにおいて心配はなさそうです。

現在使用している救助工作車は、今度新たに購入するⅢではなくてⅡということでその出動の実績を伺っております。

過去３年間とりあえずお聞きしました。

毎年百数十回出動しておられるということで、これまで２５年間という長きのことを考えますと、膨大な出動の件数かと思われまます。

車両に対してもお疲れ様でしたと言いたい気持ちになります。

人命救助は時間との勝負です。

最新機器を使って最速で救助して欲しいという期待の声が市民から届いております。

更新して一段とパワーアップされることと思われまますが、改めて人を救うのは人です。

私たちがいち早く助けてくれるという、ゆるぎない信頼に応えてくれますように皆様をお願い申し上げて私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村節雄君） これにて質疑を終結いたします。

討論については通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第４号について採決いたします。

議案第４号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決いたします。

議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決いたします。

議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 監査委員の選任について

○議長（中村節雄君） 「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、5番福井洋一議員の退席を求めます。

〔議員福井洋一君退場〕

○議長（中村節雄君） 提案理由の説明を求めます。管理者小野寺青森市長。

〔管理者小野寺晃彦君登壇〕

○管理者（小野寺晃彦君） 議案第8号について、御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合理約第12条第2項の規定により、組合議員のうちから選任することになっております監査委員につきまして、平成29年第2回青森地域広域事務組合議会定例会において御同意をいただき選任致しました監査委員石岡博英氏は、去る4月25日をもって任期が満了となりました。

そこで、この後任について慎重に検討した結果、福井洋一氏が適任と認められますので選任致したいと存じます。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴については、お手元に配付致した資料のとおりであります。

○議長（中村節雄君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第8号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村節雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

5 番福井洋一議員の入場を求めます。

〔議員福井洋一君入場〕

日程第 10 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 11 報告第 4 号 専決処分の報告について

○議長（中村節雄君） 日程第 10 報告第 3 号「専決処分の報告について」及び、日程第 11 報告第 4 号「専決処分の報告について」の計 2 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（中村節雄君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（中村節雄君） これにて、令和元年第 1 回青森地域広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 24 分閉会

署 名

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 中 村 節 雄

議員 安 藤 英 博

議員 橋 本 尚 美